

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

2 番	廣瀬隆博君	3 番	乾豊君
4 番	若山隆史君	5 番	藤墳理君
6 番	江上聖司君	7 番	中村ひとみ君
8 番	安田功君	9 番	角田寛君
10 番	木村千秋君	11 番	後藤省治君
12 番	富田栄次君	13 番	栗田利朗君

欠席議員（1名）

1 番 太田佳祐君

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	総務課長	高橋伸行君
企画調整課長	木下誠司君	税務課長	水野忠宗君
健康福祉課長	藤塚康孝君	子育て推進課長	吉野敬子君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	立川昭雄君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	多賀靖君
会計管理者兼 会計課長	中嶋努君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	小川裕司君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 議長の選挙

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 常任委員会委員の選任

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第5 不破消防組合議会議員の選挙

追加日程第6 議第45号 専決処分の承認について

追加日程第7 議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

追加日程第8 議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について

追加日程第9 議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第10 議第49号 監査委員の選任について

午前 9 時00分 開会

○事務局長（藤塚正博君） おはようございます。議会事務局の藤塚でございます。

本日は一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員のうち、栗田利朗議員が最年長者でございますので、御紹介を申し上げます。

〔年長議員 栗田利朗君登壇〕

○年長議員（栗田利朗君） おはようございます。

ただいま紹介されました栗田利朗でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

〔年長議員 栗田利朗君議長席に着く〕

○臨時議長（栗田利朗君） これより令和元年第3回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

しばらく休憩します。

午前 9 時02分 休憩

午前 9 時30分 再開

○臨時議長（栗田利朗君） 再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議長の選挙

○臨時議長（栗田利朗君） 日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び臨時議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。前列から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に廣瀬隆博君、富田栄次君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔臨時議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数のうち、有効投票12票、無効なし。

有効投票中、後藤省治君6票、江上聖司君5票、木村千秋君1票、以上のとおりであります。

この投票の法定得票数は3票であります。よって、後藤省治君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました後藤省治君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

新議長、登壇し、御挨拶をお願いします。

〔11番 後藤省治君登壇〕

○11番（後藤省治君） ただいまは垂井町議会選挙におきまして当選させていただきましたこと、まことにありがとうございます。元来、浅学非才な私ではございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思っております。

平成から令和へ移りました。また、この垂井町も新しい町長を迎えて、町民目線の政治をしようではないか、三現主義をやろうじゃないか、もともと議会でそういったことはやるべき問題だと思っております。ここに行政と議会が相まって、手をつないで、やるべきことはやる、悪いことは悪いと指摘のできる議会が必要ではないかと思っております。それが本当の両輪の政治だと思っております。今後ともよろしく願いをして、挨拶といたします。御協力のほど、よろしく願いいたします。失礼いたします。（拍手）

○臨時議長（栗田利朗君） 臨時議長の職務は、これをもって終了いたしましたので、議長と交代いたします。

〔臨時議長 栗田利朗君議長席をおり、議長 後藤省治君議長席に着く〕

○議長（後藤省治君） 町長より特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。
町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） ただいま議長から発言のお許しを頂戴いたしましたので、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、先月の21日に投開票が行われました垂井町議会議員選挙でめでたく御当選されました議員各位の前で、第8代垂井町長としての御挨拶の機会を得ましたことはもとより、浅学非才の身である私にとりまして、この上のない光栄でございます。身の引き締まる思いの中、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

私は、今回が初めての選挙戦の経験でございましたが、ここに御列席の議員各位におかれましては、複数回の当選を重ねられました。平成最後の町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選の栄を得られましたことに対し、衷心よりお祝いを申し上げます。この上は、豊かな経験と豊富な識見を持っておられます議会議員の皆様が心身の健康に十分留意され、その重責である住民福祉の向上により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

先ほど後藤議長さんからも触れられておりますけれども、議会と行政は古くから車の両輪に例えられ、両方の輪が円滑に回転することが町民福祉の向上につながると言われて久しいのでございますが、垂井町まちづくり基本条例は、住民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を明らかにしつつ、自主、自律した協働のまちづくりを推進することを基本理念としておるところでございます。住民、つまり町民重視が明確になっております。私は、今回の選挙戦に臨み、公約の一つとして議会議員提言、そしてまた自治会要望を重視し、三現主義で町民目線の政治を進めることを掲げてまいりました。また、皆で一緒になって垂井町に元気を取り戻すことも訴えてきたところでございます。

時代はまさに新元号、令和が始まりました。私は、末広がりを示す八、8代目の垂井町長として、令和という新時代に新しい感覚で進取果敢に垂井町に山積する難しい課題に大胆に取り組んでまいる所存でございます。告示後の個人演説会等で、私は町民の皆さんに痛みを伴うことについても、この町の将来を担ってくれる子や孫のために、よりよい方向を見つけて進めましょうと呼びかけてまいりました。告示前には自転車に乗って垂井町内を見て回り、そしてまた多くの方々とお話することができました。現場に出向かずに席に座ってばかりおりました自身の姿勢をも反省したところでございます。

町長に就任した今、私は改めて三現主義、町民目線の政治が大切であることを痛感しております。どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきましても格別の御支援と御協力を賜り、町民目線の町政実現に、ぜひとも御助力をいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

なお、町民の皆様への負託に応えるための具体的な施策につきましては、次回予定されております定例町議会におきましてお示しをしたいと考えておるところでございます。

以上、甚だ簡単でございますけれども、貴重なお時間を頂戴しましたことに感謝を申し上げ、御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（後藤省治君） この際、議事日程の追加をいたします。

追加議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより追加議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（後藤省治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は垂井町議会会議規則第3条第1項の規定により、1番 太田佳祐君、2番 廣瀬隆博君、3番 乾豊君、4番 若山隆史君、5番 藤埴理君、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君、9番 角田寛君、10番 木村千秋君、11番 後藤省治君、12番 富田栄次君、13番 栗田利朗君。

以上のとおり指定いたします。

お諮りいたします。

今臨時会の期間は本日1日としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 廣瀬隆博君、3番 乾豊君を指名いたします。

しばらく休憩いたします。

午前9時52分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（後藤省治君） 日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は12人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。議席番号の小さい議員から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に3番 乾豊君、13番 栗田利朗君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票なし。

有効投票中、富田栄次君6票、中村ひとみ君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であり、富田栄次君と中村ひとみ君の得票数は、いずれもこれを超えています。

両者の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定では、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじ引きで当選人を決定することになっております。富田栄次君及び中村ひとみ君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。2回目は、この順序によってくじを引き当選人を決定するためのものであります。

若山隆史君、木村千秋君は、くじの立ち会いをお願いいたします。

〔立会人 登壇し、くじに立ち会う〕

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

議席番号が大きい富田栄次君から中村ひとみ君の順に引いてください。

〔くじを引く〕

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

最初に中村ひとみ君、次に富田栄次君、以上のおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

最初に中村ひとみ君、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

くじの結果を報告します。

くじの結果、富田栄次君が当選人と決定いたしました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました富田栄次君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

新副議長、挨拶をお願いします。

〔12番 富田栄次君登壇〕

○12番（富田栄次君） ただいま御推挙いただきました。身に余る光栄と、議員各位の皆様、そして町民の皆様に、心より厚く御礼を申し上げるところでございます。何分にも浅学非才でございますが、議員歴は長く務めておりますので、それを生かして、新しい町長のもとで議会と行政が両輪となって、これからの町政発展のために新議長を支えてまいりたいと思います。どうか議員の皆様、町民の皆様、よろしくお願いいたします。本日はまことにありがとうございました。（拍手）

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第3 常任委員会委員の選任

○議長（後藤省治君） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、総務産業建設委員には、太田佳祐君、廣瀬隆博君、若山隆史君、江上聖司君、中村ひとみ君、角田寛君、富田栄次君。文教厚生委員には、乾豊君、藤墳理君、安田功君、木村千秋君、後藤省治君、栗田利朗君となっております。

以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長に江上聖司君、同副委員長に廣瀬隆博君、文教厚生委員長に乾豊君、同副委員長に栗田利朗君。

以上の諸君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から、各常任委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（後藤省治君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（後藤省治君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、木村千秋君、角田寛君、中村ひとみ君、江上聖司君、乾豊君を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、委員長に木村千秋君、副委員長に中村ひとみ君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（後藤省治君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 不破消防組合議会議員の選挙

○議長（後藤省治君） 日程第5、不破消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

不破消防組合議会議員に、栗田利朗君、藤墳理君、乾豊君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました栗田利朗君、藤墳理君、乾豊君を不破消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました栗田利朗君、藤墳理君、乾豊君を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました栗田利朗君、藤墳理君、乾豊君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第6 議第45号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第6、議第45号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第45号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日にこれを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めますのでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 税務課長 水野忠宗君。

〔税務課長 水野忠宗君登壇〕

○税務課長（水野忠宗君） 私のほうからは、ただいま上程されました議第45号 専決処分の承認につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、それに伴いまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

それでは、税務課が所管いたします部分について、補足説明をさせていただきます。

議案とあわせて新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

附則第6条の6の2第1項の改正規定につきましては、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除、住宅ローン控除特例につきまして、控除期間の3年延長に伴います規定の整備を行うものでございます。

次に、新旧対照表3ページをごらんください。

附則第9条の2の改正規定につきましては、固定資産税の課税標準の特例について、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表5ページをごらんください。

附則第9条の3の改正規定につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。地方税法の固定資産税の課税標準の特例に関する規定の改正により整備をするものでございます。なお、追加いたしました6項の規定につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の創設により、規定を追加するものでございます。

次に、新旧対照表7ページをごらんください。

附則第9条の4、追加規定につきましては、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置適用期間の2年延長によりますもので、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をするものでございます。

次に、新旧対照表の9ページをごらんください。

軽自動車税の税率の特例について規定をしております附則第15条につきましては、軽自動車税に係るグリーン化特例につきまして、平成31年10月1日から軽自動車税にも環境性能割が新

たに創設され、現行の軽自動車税は種別割と変更されることにより、軽自動車税は環境性能割と種別割の2つの区分に構成となるためでございます。この部分につきましては、31年度賦課分に限った措置として規定をしております。

次に、新旧対照表13ページをごらんください。

附則第18条の13の改正規定につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定をするものでございます。これにつきましても、地方税法の改正に伴う規定の改正を行うものでございます。

次に、改正条例の附則であります。

議案書の6ページとなっております。

第1条で施行期日を平成31年4月1日としております。

第2条から第4条では、今回の改正に伴います町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第45号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険の改正は、地方税法施行令の改正にあわせて改正するもので、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得基準額の引き上げによります改正でございます。

国民健康保険税の限度額につきましては、今回の改正によりまして、基礎課税額が現行「58万円」から「61万円」に引き上げとなり、最高限度額が96万円となるものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割、5割、7割の軽減を行っております。このうち、5割軽減の判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を現行の「27万5,000円」から「28万円」に引き上げ、2割軽減では被保険者の数に乗じる金額を「50万円」から「51万円」に引き上げたものでございます。

それでは、条文に入らせていただきます。

議案書、新旧対照表、それぞれ1ページをごらんください。

第153条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改めるものでございます。

第175条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を平成31年4月1日といたしております。

また、第5条で国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は平成31年度以降の

年度分について適用するとしております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第7 議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、税務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 水野忠宗君。

〔税務課長 水野忠宗君登壇〕

○税務課長（水野忠宗君） それでは、私からは、ただいま上程されました議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、税務課が所管する部分でございますので、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、それに伴

いまして条例の改正をお願いするものでございます。

主な改正点につきましては、いわゆるふるさと納税制度の見直しによる改正でございます。

議案書とあわせて新旧対照表のほうをごらんください。14ページとなります。

寄附金税額控除について規定しております第34条の7第1項、改正規定及び寄附金税額控除における特例控除額の特例について規定しております附則第6条の7、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について規定しております附則第8条第1項、附則第8条の2につきましては、地方税法の改正に伴いまして規定の整備、あるいは運用の条項を改め、文言の整理や文言を改めるものでございます。

次に、改正条例の附則であります。

議案書の2ページとなります。

第1条では、施行期日を令和元年6月1日としております。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めております。

以上、議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町宮代513番地、平成興産株式会社代表取締役 桐山善徳が落札いたしましたので、この者と9,337万6,800円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに子育て推進課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

ただいま町長から提案説明がございましたとおり、本工事につきましては、去る4月24日に指名競争入札を執行したところでございます。

入札結果表をごらんください。

入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加選定に関する基準に基づき、6者に指名通知をいたしたところでございます。

第1回目の入札の結果、税抜きでございますが、平成興産株式会社が8,488万8,000円で予定価格に達し、落札したところでございます。

議案書にございますとおり、この入札結果によりまして、消費税を含めまして9,337万6,800円で垂井町宮代513番地、平成興産株式会社代表取締役 桐山善徳と本契約を締結するに当たりまして、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約となることから、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては、令和2年2月28日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要について説明をさせていただきます。

現在の府中保育園の園舎は、昭和54年に竣工された建物で、必要とされる耐震の基準を満たしていないことから、このたび補強工事を施工するものでございます。

ちなみに、耐震性能をあらわしますI s値ですが、現在の建物は0.4と、基準の0.6を下回る低い値でございます。補強後はI s値0.75以上を目標に、0.78を確保する設計となっております。

す。

保育園の耐震補強工事は、平成28年度に表佐保育園、平成29年度に岩手保育園を行ってまいりました。今年度、府中保育園の耐震補強工事を行うことで、全ての町立園が新耐震基準を満たすことになり、より安心・安全な園舎での預かりが可能となります。

それでは、工事の概要でございます。

あらかじめお配りしてございます資料に基づいて説明をさせていただきます。

資料1枚目の平面図をごらん願います。

耐震補強工事でございますが、柱とはりの接合部が脆弱なため、ブレース（筋交い）を設置いたします。X方向に4カ所、Y方向に7カ所、全部で11カ所に鉄骨製のブレースを設置いたします。

補強箇所の配置上、開口部が3カ所含まれておりますので、開口部には引張トラス型のブレースを設置し、出入り口を確保いたします。そのほかの箇所には通常のX型のブレースを設置いたします。

次に、屋根の剛性が弱いため、屋根面のブレースを部分的に取りかえいたします。

資料2枚目をごらん願います。

X型のブレースでございますが、既設ブレースを撤去し、強度の強いブレースを設置いたします。全部で28カ所でございます。

今回の工事につきましては、既に補強工事を行った2つの園舎に比べ、屋根面の補強を行うため大変大がかりな工事となっているのが特徴でございます。

屋根面でございますが、ブレースの取りかえに当たり既設の屋根を撤去いたしますので、ピンクマーカで囲った部分は新しい屋根にふきかえをいたします。また、費用を抑えるため、青のマーカ部分は既設屋根の上に屋根をかぶせるカバー工法で施工をいたします。一方、緑のマーカ部分は屋根の剛性に問題がなかったため、既設の屋根のまま、塗装の塗りかえのみを行います。

また、耐震補強工事にあわせ、トイレ、厨房など、水回りの改修を中心に、天井、床仕上げの改修工事を施工いたします。

工事の方法でございますが、園児がいながらにして工事を施工することが難しいことから、保育園機能を府中幼稚園に移し、園舎の全面工事を実施いたします。本工事のほかに、関連の電気設備工事、機械設備工事についても発注を行ったところでございますが、本工事及び関連工事の工期は、完成予定日を令和2年2月28日といたしました。

以上が府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）の概要でございます。どうぞ御理解賜り、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 府中保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（後藤省治君） 日程第9、議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出に、それぞれ1億5,390万円を追加し、予算総額を95億5,390万円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、プレミアム付商品券事業費に係ります需用費、役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

なお、財源につきましては、国庫支出金及び諸収入の増額措置をした次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま提案されました議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,390万円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を95億5,390万円といたすところでございます。

第2項でございます。補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出でございますが、6ページをごらんください。

款2総務費、項1総務管理費、目16プレミアム付商品券事業費でございます。消費税率の10%への引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアムつき商品券の販売を行うもので、必要な経費は国が補助するものでございます。

節11需用費においては、事務用品や商品券などの印刷に要する費用として247万円、節12役務費では、郵送代や換金手数料等として587万3,000円、節13委託料では、申請受付窓口労働者派遣業務委託などの費用として1,305万7,000円、節19負担金、補助及び交付金では、プレミアムつき商品券の換金に要する費用として1億3,250万円を計上し、これらを合わせて1億5,390万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

5ページをごらんください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金でございますが、節1総務費国庫補助金においてプレミアム付商品券事業費に対する補助金2,650万円と事務費に対する補助金2,140万円が交付されますことから、4,790万円を追加するものでございます。

また、款20諸収入、項5雑入、目6雑入でございますが、節9雑入においてプレミアムつき商品券の売却代金として1億600万円を計上し、これらを合わせて歳出と同額の1億5,390万円の補正をお願いするものでございます。

以上、議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 令和元年度垂井町一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第49号 監査委員の選任について

○議長（後藤省治君） 日程第10、議第49号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔4番 若山隆史君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第49号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 中村ひとみ氏の任期満了に伴い、その後任として若山隆史氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔4番 若山隆史君入場着席〕

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和元年第3回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時39分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会臨時議長 栗 田 利 朗

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊